

農林水産商工常任委員会資料

(平成24年10月10日)

項目

- 1 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）と企業局電気事業の適用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

企業局

再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)と企業局電気事業の適用について

平成24年10月10日
企業局経営企画課

7月1日から再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)がスタートし、法施行後3年間は集中的に導入拡大を図る促進期間とされ、多様な発電主体による取り組みが加速化している。

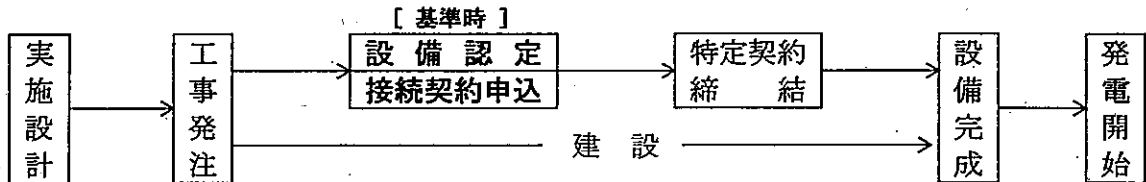
また、FIT法の附帯決議で、「新規参入者との公平性に配慮しつつ必要な措置を講ずべき」と指摘されたことを踏まえ、経済産業省は既存発電施設(発電開始後20年未満)の電力もFITの適用を可能とする告示を行った。

企業局電気事業は、新設発電施設と既存の3発電施設についてこの制度を適用し、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

1 新規発電施設への適用

(1) 買取価格等の適用時期

- 買取価格・買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定めるとされている。
- 国による設備認定または電気事業者への接続契約申込のどちらか遅い方を基準時とし、当該年度の買取価格等が適用される。



(2) 平成24年度予算化の発電施設

- 3発電施設は平成25年3月までに電気事業者と特定契約を結び、H24買取価格等を適用予定。

発電施設	種別	予算措置	発電規模	買取価格(税抜)	特定契約	発電開始予定
賀祥発電所	小水力	当初	260kW	29円/kWh	H25.1月	H25.4月
西部事務所	太陽光	当初	200kW	40円/kWh	H25.1月	H25.3月
東部事務所	太陽光	9月補正	130kW	40円/kWh	H25.3月	H25.10月

2 既存発電施設への適用

(1) FIT移行の手続きと買取価格等の取扱い

- 既存発電施設の買取価格は、新設に適用される買取価格から、建設時に投入された特定の補助金相当分を差し引いた価格が適用される。

$$\text{買取価格(税抜)} = \text{新設の買取価格} - \frac{\text{補助金交付額}}{\text{標準的な発電量} \times \text{新設の買取期間(20年)}}$$

- 買取期間は、新設に適用される買取期間(風力、太陽光、水力等は20年)から、既運転期間(発電開始日からH24.7.1までの期間)を控除した期間となる。

- 平成24年11月1日までに経済産業省に対して所定の書類を提出し、平成25年3月31日までに中国電力(株)と特定契約を締結し、FITへ移行となる。

(2) FIT移行施設(発電開始から20年未満の3発電所)の適用期間、適用価格等

	発電規模(kW)	現行売電価格(円/kWh)	FIT適用の場合			年間増収見込(百万円)
			期間	売電価格	適用時期	
(H23発電開始) 袋川発電所	1,100	(6.98) 10.23	19年	20.91	H24.11.1	49
(H8発電開始) 加地発電所	1,100	14.31	4年1ヶ月	18.96	H25.3.31	20
(H17発電開始) 風力発電所	3,000	10.26	13年5ヶ月	19.08	H25.3.31	41

注1) 表中の金額は、税抜

注2) 表中の()内は、平成24年度売電価格